

北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則

北上市児童生徒就学援助費支給規則（平成26年北上市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
[略]				[略]			
備考 1 小学校の就学予定者の保護者の援助費は、新入学児童生徒学用品費に限るものとする。				備考 1 小学校の就学予定者の保護者の援助費は、新入学児童生徒学用品費及び学用品費に限るものとする。			
2 就学前に新入学児童生用品費の支給を受けた保護者には、就学後において新入学児童生徒学用品費を重複して支給しないものとする。ただし、支給を受けた後に就学年度において適用される新入学児童生徒学用品費の支給額が改定された場合は、引き続き支給対象者として認定されている場合に限り、改定後の支給額から既に支給を受けた額を除いた額を支給する。				2 就学前に新入学児童生徒学用品費及び学用品費の支給を受けた保護者には、就学後において新入学児童生徒学用品費及び学用品費を重複して支給しないものとする。ただし、支給を受けた後に就学年度において適用される新入学児童生徒学用品費及び学用品費の支給額が改定された場合は、引き続き支給対象者として認定されている場合に限り、改定後の支給額から既に支給を受けた額を除いた額を支給する。			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
援助費	対象経費	支給額(年額)	支給時期	援助費	対象経費	支給額(年額)	支給時期
[略]				[略]			
学用品費	[略]		各学期末	学用品費	[略]		入学前又は 1学期末
通学用品費	[略]		各学期末	通学用品費	[略]		1学期末

[略]			
卒業アルバム代等	[略]	次の額を上限とする経費の全額 (1) [略] (2) 中学校 <u>8,800円</u>	[略]
[略]			

[略]			
卒業アルバム代等	[略]	次の額を上限とする経費の全額 (1) [略] (2) 中学校 <u>10,000円</u>	[略]
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。